

高浜発電所 3、4 号機の施設定期検査申請内容の変更および 定期安全管理審査申請変更届出書の主な内容

1. 施設定期検査申請内容の変更の主な内容

(1) 変更の内容

(3 号機)

- 保安規定認可に伴う保守管理目標の一部見直し
重大事故等対処設備（緊急停止失敗時に原子炉を未臨界にするための設備）や取水口・放水口設備（浸水防護機能）等、保守管理目標を定める系統の追加
- 定期事業者検査の終了（総合負荷性能検査）予定日の変更
予定日を「平成 27 年 12 月」から「平成 28 年 1 月」に変更
- 記載内容の適正化
定期事業者検査を実施する機器ごとの検査名の修正 等

(4 号機)

- 重大事故等対処設備の追加設置に伴う検査項目の追加
施設定期検査の対象項目数を「約 50 項目」から「約 70 項目」に増加
※施設定期検査対象（特定重要発電用原子炉施設）10 施設

<施設名> 原子炉本体、核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設、原子炉冷却系統施設、計測制御系統施設、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設、原子炉格納施設、非常用電源設備、蒸気タービン本体、蒸気タービンの附属設備
<主な設備名> 非常用ディーゼル発電機、蓄電池、主蒸気逃がし弁、余熱除去ポンプ、使用済燃料ピットポンプ、充てん／高圧注入ポンプ、格納容器スプレイポンプ、<u>空冷式非常用発電装置、恒設代替低圧注水ポンプ、ATWS 緩和設備、静的触媒式水素再結合装置、原子炉格納容器水素燃焼装置</u>

※下線：追加設置した重大事故等対処設備約 10 設備のうち主なもの

- 保安規定認可に伴う保守管理目標の一部見直し
重大事故等対処設備（緊急停止失敗時に原子炉を未臨界にするための設備）や取水口・放水口設備（浸水防護機能）等、保守管理目標を定める系統の追加
- 定期事業者検査の終了（総合負荷性能検査）予定日の変更
予定日を「未定」から「平成 28 年 2 月」に変更
- 記載内容の適正化
検査名の変更：アニュラス循環排気系フィルタ性能検査
→アニュラス循環排気系フィルター性能検査 等

2. 定期安全管理審査申請変更届出書の主な内容

(1) 変更の内容

(3 号機)

- 記載内容の適正化
定期事業者検査項目の一部について検査所管箇所を変更 等

(4 号機)

- 重大事故等対処設備の追加設置に伴う定期事業者検査項目の追加
定期事業者検査の対象項目数を「約 100 項目」から「約 120 項目」に増加
※定期事業者検査対象（特定発電用原子炉施設）15 施設

<施設名> 原子炉本体、核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設、原子炉冷却系統施設、計測制御系統施設、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設、原子炉格納施設、非常用電源設備、補助ボイラー、火災防護設備、浸水防護施設、非常用取水設備、補機駆動用燃料設備、蒸気タービン本体、蒸気タービンの附属設備
<主な設備名> 余熱除去冷却器、計器用電源、<u>可搬式代替低圧注水ポンプ、可搬式整流器、電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）、可搬型原子炉補機冷却水循環ポンプ、可搬型使用済燃料ピット水位計</u>

※下線：追加設置した重大事故等対処設備約 30 設備のうち主なもの